

## 5. 登録情報の変更届と退会届について

- 1) 会員の登録情報（姓名、住所、電話、所属職域、勤務先 及び栄養士から管理栄養士へ 等）に変更のあった時は自己申告制となっています。
- 2) 変更の場合は、そのつど変更事項を記載し、ハガキ 又は F A Xで送信してください。  
※ 登録変更届はホームページの会員専用ページにもありますので、ご活用ください。
- 3) 変更届を受信後、日本栄養士会等への手続きを致します。会員が、日本栄養士会へ変更を直接申し出ることはできません。又、日本栄養士会等へは全国からデータが届く為、手続きに期間を要しますので、予めご了承をお願いします。
- 4) 退会者は、定款第8条及び定款細則第6条により、退会届と会員証の返戻が必要です。退会届はハガキ 又は F A Xで送信してください。

登録情報変更届		
下記の通り変更がありましたので届け出ます。		
①	会員番号	220-
②	所属事業部名	
③	氏 名	
④	新 氏 名	
⑤	ふりがな	
⑥	自宅住所	〒
⑦	自宅Tel	
⑧	自宅Fax	
⑨	勤務先名	
⑩	勤務先所在地	〒
⑪	勤務先 Tel	
⑫	勤務先 Fax	
⑬	通 信 欄 (管理栄養士 免許証番号)	

退 会 届	
このたび一身上の都合により退会 致したく届け出ます。	
平成 年 月 日	
氏 名	印
会員番号	
所属事業部名	

- ※ 管理栄養士免許証の番号を取得されました方は、通信欄に記載をお願いいたします。
- ※ メールアドレス変更の場合は、ホームページの会員専用ページにある「会員登録情報変更について」のフォームに入力し、送信してください。

## 6. 地区コード番号

西部地区	中部地区	東部地区
301 浜松市	201 静岡市	101 沼津市
302 磐田市	202 焼津市	102 三島市
303 袋井市	203 藤枝市	103 裾野市
304 掛川市	204 島田市	104 御殿場市
305 湖西市	205 牧之原市	105 富士市
306 御前崎市	206 榛原郡	106 富士宮市
307 菊川市		107 熱海市
308 周知郡		108 伊東市
		109 下田市
		110 伊豆市
		111 伊豆の国市
		112 駿東郡
		113 田方郡
		114 賀茂郡

・ 399 愛知県(西部) ・ 299 山梨県(中部) ・ 199 神奈川/東京都(東部)

《備考》県外登録者(名簿にはコード記載しませんが、掲載順序)について 御検討下さい。